

第16章. 競争政策

競争法令の制定又は維持、競争当局の維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力、消費者の保護等について規定している。

なお、WTO協定には競争政策に関する規定は定められておらず、また、日本が締結済みのEPAにおいても競争法令の執行における手続の公正な実施等について定めた規定はない。